

平成26年会社法改正に伴う関係諸規則の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	4
3. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	7
4. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	9
5. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	10
6. 定款施行規則の一部改正新旧対照表	12
7. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	13
8. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	17
9. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	19
10. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	21
11. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	25
12. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	27
13. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	31
14. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	33
15. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	34

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第7号a及び第8号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る会社法第156条第1項(同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(監査等委員会設置会社(会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。))にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社(会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。))にあっては、執行役の決定を含む。)又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)をいう。)又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る会社法第178条</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第7号a及び第8号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る会社法第156条第1項(同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る会社法第199条第1項の規定による決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。))又は会社法第749条第1項第2号、第758条第4号若しくは第768条第1項第2号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第795条第1項の規定による決議(会社法第796条第1項又は第3項の規定により当該決議を要しない場合にあっては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)をいう。)又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る会社法第178条第2項の規定による決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)をいう。)を行った場合には、その議事録の写し(会社法319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を</p>

第2項の規定による決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）をいう。）を行った場合には、その議事録の写し（会社法319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

ただし、Q - B o a r dへの上場を申請する新規上場申請者（以下「Q - B o a r dへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(6) ~ (9) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 取締役会又は株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあつては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合を含み、監査等委員会

み、委員会設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含む。）

ただし、Q - B o a r dへの上場を申請する新規上場申請者（以下「Q - B o a r dへの新規上場申請者」という。）は、添付を要しない。

(6) ~ (9) (略)

3・4 (略)

5 新規上場申請者は、上場申請日の属する事業年度の初日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、当該各号に規定する書類を提出するものとする。ただし、電子開示手続（法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。）により当該各号に定める書類（第4号dに掲げる書類を除く。）を内閣総理大臣等（内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（新規上場申請者が外国会社である場合には、これらに相当する外国の行政庁を含む。）をいう。以下同じ。）に提出した場合には、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 取締役会又は株主総会（優先出資証券の上場を申請する場合にあつては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）を開催した場合（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があつたものとみなされる場合を含み、委員会設置会

設置会社にあっては、監査等委員会を開催した場合又は取締役の決定があった場合を含み、指名委員会等設置会社にあっては、指名委員会等（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等をいう。以下同じ。）を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあっては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2)～(8) (略)

6～12 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

社にあっては、会社法第2条第12号に規定する委員会を開催した場合又は執行役の決定があった場合を含む。）には、その議事録の写し（会社法第319条第1項又は第370条の規定により株主総会又は取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含み、委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、新規上場申請者が外国会社である場合にあっては、有価証券に関する事項について取締役会又は株主総会を開催した場合の決議通知書をいう。）

(2)～(8) (略)

6～12 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～ai (略)</p> <p><u>aj 全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)</u>の全部の取得</p> <p><u>ak 株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。)</u>に係る承認又は不承認</p> <p><u>al aから前akまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～n (略)</p> <p><u>nの2 特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。)(当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)</u></p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。この場合において、上場外国会社に対するこの項、次項及び第8項の規定の適用に当たっては、当該上場外国会社の本国における法制度等を勘案するものとする。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～ai (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>aj aから前aiまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～n (略)</p> <p>(新設)</p>

が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

o ~ w （略）

(3) ~ (7) （略）

2 ~ 10 （略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所が提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認める場合であって、本所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa 1までに掲げる事項

(2) ~ (13) （略）

2・3 （略）

（単元株式数）

第12条の5 （略）

2 上場株券（上場外国株券を除く。）の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

o ~ w （略）

(3) ~ (7) （略）

2 ~ 10 （略）

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所が提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認める場合であって、本所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa jまでに掲げる事項

(2) ~ (13) （略）

2・3 （略）

（単元株式数）

第12条の5 （略）

2 上場株券（上場外国株券を除く。）の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（委員会設置会社については、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

付 則

この改正規定は、平成 2 7 年 5 月 1 日から施行
する。

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場会社の機関)</p> <p>第 7 条 上場会社 (上場外国会社を除く。) は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>監査役会、監査等委員会又は指名委員会等</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(上場会社の機関)</p> <p>第 7 条 上場会社 (上場外国会社を除く。) は、次の各号に掲げる機関を置くものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>監査役会又は委員会 (会社法第 2 条第 1 2 号に規定する委員会をいう。)</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第 9 条 上場会社 (上場外国会社を除く。) は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他<u>上場会社の業務並びに当該上場会社及びその子会社から成る企業集団の業務</u>を適正に確保するために必要な体制の整備 (会社法第 3 6 2 条第 4 項第 6 号、<u>同法第 3 9 9 条の 1 3 第 1 項第 1 号八</u>若しくは同法第 4 1 6 条第 1 項第 1 号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。) を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。</p>	<p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第 9 条 上場会社 (上場外国会社を除く。) は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他<u>会社の業務</u>を適正に確保するために必要な体制の整備 (会社法第 3 6 2 条第 4 項第 6 号若しくは同法第 4 1 6 条第 1 項第 1 号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。) を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用するものとする。</p>
<p>(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)</p> <p>第 1 1 条の 2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。</p> <p>(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 a (第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、d、f の 2 から h まで、j から n ま</p>	<p>(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)</p> <p>第 1 1 条の 2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行うものとする。</p> <p>(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 a (第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、d、f の 2 から h まで、j から n ま</p>

で、r から u まで又は a j から a l まで に掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成 2 7 年 5 月 1 日から施行する。

で、r から u まで又は a j に掲げる事項（支配株主その他本所が定める者が関連するものに限る。）のいずれかを行うことについての決定をする場合（同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。）

(2) (略)

2 (略)

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(18) (略)</p> <p><u>(18)の2 株式等売渡請求による取得</u></p> <p><u>特別支配株主(会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。)</u>が、<u>上場会社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合</u></p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(18) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(19)・(20) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(不動産投資信託証券に係る適時開示)</p> <p>第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合(本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次に掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>(a)～(j) (略)</p> <p><u>(k) 特別支配株主(当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該投資法人の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。))ものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。</u></p> <p><u>(1) (a)から前(k)までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に</u></p>	<p>(不動産投資信託証券に係る適時開示)</p> <p>第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のaからdまでのいずれかに該当する場合(本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次に掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>(a)～(j) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(k) (a)から前(j)までに掲げる事実のほか、上場不動産投資信託証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に</u></p>

関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2～5 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2～5 (略)

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(7)の3 (略)</p> <p>(8) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。))の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)</p> <p>(8)の2～(26) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第4条 定款第21条に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(7)の3 (略)</p> <p>(8) 資本金の額の変更に関して取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)を行ったとき(外国法人である金融商品取引業者にあつては、資本金の額(持込資本金の額を含む。))の変更に関して決議又は決定を行ったとき。)</p> <p>(8)の2～(26) (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条(新規上場申請手続)第1項関係</p> <p>(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議(<u>監査等委員会設置会社</u> <u>にあっては、取締役の決定</u> <u>を含み、指名委員会等設置会社</u> <u>にあっては、執行役の決定</u> <u>を含む。</u>)を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類(登記事項証明書等)を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>	<p>1. の2 第3条(新規上場申請手続)第1項関係</p> <p>(1) 有価証券上場申請書には、上場希望日現在の有価証券の銘柄及び数等を記載するものとする。この場合において、当該有価証券のうち上場申請日に発行されていないものがあるときは、その発行決議(<u>委員会設置会社</u> <u>にあっては、執行役の決定</u> <u>を含む。</u>)を証明する書類、有価証券届出書の写し及び有価証券届出効力発生通知書の写し若しくは発行登録追補書類の写し又は有価証券通知書受理通知書の写し若しくは発行登録通知書受理通知書の写し並びに払込完了を証明する書類(登記事項証明書等)を提出するものとする。ただし、当該書類のうち電子開示手続により内閣総理大臣等に提出した書類については、提出を要しないものとする。</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p>
<p>2. 第3条(新規上場申請手続)第2項関係</p> <p>(1) ~ (2) の4</p> <p>(3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a ~ nの2 (略)</p> <p>nの3 <u>新規上場申請者が指名委員会等設置会社</u> <u>にあって、会社法第416条第4項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面</u></p> <p><u>nの4 新規上場申請者が監査等委員会設置会</u></p>	<p>2. 第3条(新規上場申請手続)第2項関係</p> <p>(1) ~ (2) の4</p> <p>(3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a ~ nの2 (略)</p> <p>nの3 <u>新規上場申請者が委員会設置会社である場合には、会社法第416条第4項に規定する取締役会の決議の内容を証する書面</u></p> <p>(新設)</p>

社であって、会社法第399条の13第5項に基づき取締役委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面

nの5 (略)

nの6 (略)

o (略)

(4)・(5) (略)

4. 第3条(新規上場申請手続)第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会(優先出資証券の上場を申請する場合にあつては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。)の決議(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員会の決議又は取締役の決定を含み、指名等委員会設置会社にあつては、指名等委員会の決議又は執行役の決定を含む。)に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2~(3) (略)

11. の4 第7条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 独立役員(企業行動規範に関する規則第6条第1項に規定する独立役員をいう。以下同じ。)の確保の状況(次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)

nの4 (略)

nの5 (略)

o (略)

(4)・(5) (略)

4. 第3条(新規上場申請手続)第5項関係

(1) 第1号の取締役会又は株主総会(優先出資証券の上場を申請する場合にあつては、普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。)の決議(委員会設置会社にあつては、会社法第2条第12号に規定する委員会の決議又は執行役の決定を含む。)に係る事項が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項に規定する事項である場合には、新規上場申請者は、第1号に規定する議事録の写しに、上場会社が同規則第5条第1項の規定に基づき提出する書類に準じて作成した書類を添付するものとする。

(1)の2~(3) (略)

11. の4 第7条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係

第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 独立役員(企業行動規範に関する規則第6条第1項に規定する独立役員をいう。以下同じ。)の確保の状況(次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)

a 独立役員として指定する者が、次の（a）から（f）までのいずれかに該当する場合
その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

（a） 過去に当該会社の親会社の業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であった者（業務執行者でない取締役であった者を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、監査役であった者を含む。）

（b） 過去に当該会社の兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者であった者

（c） 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者

（d） 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者

（e） 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

（f） 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

イ （a）から前（e）までに掲げる者

ロ 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者

a 独立役員として指定する者が、次の（a）から（e）までのいずれかに該当する場合
その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由

（a） 当該会社の親会社又は兄弟会社（当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。）の業務執行者等（業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

（新設）

（b） 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

（c） 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）

（d） 当該会社の主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。）

（e） 次のイ又はロに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）

イ （a）から前（d）までに掲げる者

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあつては、業務執行者でない取締役若

でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の（a）から（d）までのいずれかに該当する場合 その旨及びその概要

（a）過去に当該会社又はその子会社の業務執行者であった者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。）

（b）当該会社の取引先又はその出身者（業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。以下同じ。）

（c）当該会社の出身者が他の会社の社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）である場合の当該他の会社の出身者

（d）当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、出身者又はそれに相当する者をいう。）

（6）（略）

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）若しくは会計参与であった者を含む。）

b 独立役員として指定する者が、次の（a）から（c）までのいずれかに該当する場合 その旨及びその概要

（新設）

（a）当該会社の取引先又はその業務執行者等

（b）当該会社の業務執行者等が他の会社の社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）である場合の当該他の会社の業務執行者等

（c）当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、業務執行者等又はそれに相当する者をいう。）

（6）（略）

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)、監査役又は執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。))。以下同じ。)の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>c~e (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第2号関係</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 新規上場申請者の役員(取締役、会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)、監査役又は執行役(理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。))。以下同じ。)の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。</p> <p>(c) (略)</p> <p>c~e (略)</p> <p>(3)~(6) (略)</p>
<p>4. 第5条(Q-Boardへの上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p>	<p>4. 第5条(Q-Boardへの上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p>

a (略)

b 第2号関係

(a) (略)

(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査等委員又は監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) (略)

c・d (略)

(2)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

a (略)

b 第2号関係

(a) (略)

(b) 新規上場申請者の役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役員等との兼職の状況が、当該新規上場申請者の役員としての公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないと認められること。この場合において、新規上場申請者の取締役、会計参与又は執行役その他これらに準ずるものの配偶者並びに二親等内の血族及び姻族が監査役、監査委員その他これらに準ずるものに就任しているときは、有効な監査の実施を損なう状況にあるとみなすものとする。

(c) (略)

c・d (略)

(2)～(4) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議 (<u>監査等委員会設置会社</u>にあっては、取締役の決定を含み、<u>指名委員会等設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。)の内容を証する書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を割り当てるものであることその他その割当てに関する事項を記載した取締役会の決議 (<u>委員会設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。)の内容を証する書面</p> <p>(3) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>
<p>(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議 (<u>監査等委員会設置会社</u>にあっては、取締役の決定を含み、<u>指名委員会等設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書面</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行</p>	<p>(ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い)</p> <p>第19条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。</p> <p>(1) 新株予約権の割当てに係る株主総会及びその割当てに関する取締役会の決議 (<u>委員会設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。次号において同じ。)の内容を証する書面</p> <p>(2) (略)</p>

する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当を行うときの開示は、次のaからcまでに掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)及び(b)に掲げる事項((b)に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、<u>監査等委員会又は監査委員会の意見等</u></p> <p>c (略)</p>	<p>1. の2 第2条（会社情報の開示）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当を行うときの開示は、次のaからcまでに掲げる内容を含めるものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 次の(a)及び(b)に掲げる事項((b)に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。)</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等</p> <p>c (略)</p>
<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会（協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)において同じ。）で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、<u>監査等委員会設置会社</u>にあっては、<u>取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社</u>にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。）を行った後、直ちに取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書）を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2</p>	<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会（協同組織金融機関の理事会を含む。以下この(2)において同じ。）で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、<u>委員会設置会社</u>にあっては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下次の(3)までにおいて同じ。）を行った後、直ちに取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書）を提出することにより行うものとする。ただし、第2条第1項第1号a、fの2、g若しくはgの2に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国会社又は第1項第</p>

に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国会社又は第1項第12号に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国株預託証券等の発行者については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～cの3 (略)

d 第2条第1項第1号eに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、上場外国会社にあつては、(a)に掲げる書類を除き、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は(b)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 株式の分割又は併合日程表

確定後直ちに

(b) 株式の併合(会社法第182条の2第1項に規定する株式の併合に限る。)を行う場合においては、次のイ及びロに掲げる書類

イ 会社法第182条の2第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

ロ 会社法第182条の6第1項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し

株式の併合の効力発生日以後速やかに

dの2～fの2 (略)

fの3 第2条第1項第1号ajに掲げる事項

全部取得条項付種類株式の全部の取得により上場株券等が上場廃止となる見込みがある

12号に掲げる事項について決議若しくは決定を行った上場外国株預託証券等の発行者については、当該決議又は決定の内容を記載した有価証券変更上場申請書の提出をもって当該通知書の提出に代えることができる。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a～cの3 (略)

d 第2条第1項第1号eに掲げる事項

株式の分割又は併合日程表

確定後直ちに

dの2～fの2 (略)

(新設)

場合には、次の（a）及び（b）に掲げる書類。この場合において、上場会社は、（a）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a） 会社法第171条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

（b） 当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、取得対価に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

fの4 第2条第1項第1号a kに掲げる事項

次の（a）及び（b）に掲げる書類。ただし、（b）に掲げる書類の提出については、株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認の場合に限るものとし、上場外国会社については、提出を要しないものとする。この場合において、上場会社は、（a）に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a） 会社法第179条の5第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

（b） 当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、売渡対価に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

g～n（略）

（4）～（7）（略）

8．第8条（株主に発送する書類の提出）関係

（1） 上場会社（上場外国会社を除く。）は、株主に対して株主総会招集通知書及びその添付

（新設）

g～n（略）

（4）～（7）（略）

8．第8条（株主に発送する書類の提出）関係

a 上場会社（上場外国会社を除く。）は、株主に対して株主総会招集通知書及びその添付

書類を発送する場合（会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によって株主に対して提供したものとみなされる場合を含む。以下この（1）において同じ。）には、発送する書類をその発送日までに本所に提出するものとする。この場合において、上場会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（2） 上場外国会社は、株主に対して書類（次のa及びbを含む。）を発送する場合（株式事務取扱機関等へ備え置く場合を含む。次の（3）において同じ。）には、当該書類をその発送日（株式事務取扱機関等へ備え置く日を含む。次の（3）において同じ。）までに本所へ提出するものとする。この場合において、上場外国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a 株主総会招集通知書及びその添付書類

b 株主総会決議通知書（株主総会決議の内容が本所に提出する他の書類に記載されている場合を除く。）

（3） （略）

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

書類を発送する場合には、発送する書類をその発送日までに本所に提出するものとする。この場合において、上場会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

b 上場外国会社は、株主に対して書類（次の（a）及び（b）を含む。）を発送する場合（株式事務取扱機関等へ備え置く場合を含む。次のcにおいて同じ。）には、当該書類をその発送日（株式事務取扱機関等へ備え置く日を含む。次のcにおいて同じ。）までに本所へ提出するものとする。この場合において、上場外国会社は、当該書類の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（a） 株主総会招集通知書及びその添付書類

（b） 株主総会決議通知書（株主総会決議の内容が本所に提出する他の書類に記載されている場合を除く。）

c （略）

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>6．第22条（公表措置）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第22条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第6条の規定</p> <p>3．の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から(d)までのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p>(削る)</p> <p><u>(a)</u> (略)</p> <p><u>(b)</u> (略)</p> <p><u>(c)</u> 最近において次のイからハまでのいずれかに該当していた者</p> <p>イ (a)又は(b)に掲げる者</p> <p>ロ <u>当該会社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)</u></p> <p>ハ <u>当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p> <p><u>(d)</u> 次のイからヘまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者</p> <p>イ (a)から前(c)に掲げる者</p> <p>ロ <u>当該会社の会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。当該会計</u></p>	<p>6．第22条（公表措置）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第22条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほかに、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第6条の規定</p> <p>3．の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当している場合におけるその状況</p> <p><u>(a)</u> <u>当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者</u></p> <p><u>(b)</u> (略)</p> <p><u>(c)</u> (略)</p> <p><u>(d)</u> 最近において<u>(a)から前(c)まで</u>に該当していた者</p> <p><u>(e)</u> 次のイからハまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者</p> <p>イ (a)から前(d)に掲げる者</p> <p>(新設)</p>

参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)

八 当該会社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）

三 当該会社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。）

ホ 当該会社の兄弟会社の業務執行者

ハ 最近において、ロ、八又は当該会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役）に該当していた者

dの2 第9条の規定

会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備状況及び運用状況並びに金融商品市場に対する投資者の信頼の毀損の状況

e ~ i （略）

付 則

1. この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）附則第4条の規定により社外取締役又は社外監査役の要件に関する経過措置が適用される場合には、6.（2）dの2の改正規定を除き、なお従前の例による。

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）

（新設）

（新設）

ハ 最近において前ロに該当していた者

（新設）

e ~ i （略）

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株主数及び流通株式数</p> <p>第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a ~ j</p> <p>k 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株主数及び流通株式数</p> <p>第1号に規定する株主数及び第2号に規定する流通株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a ~ j</p> <p>k 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、株式分割(同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)又は株式無償割当て(上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る、同時に単元株式数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に当該株式無償割当てが行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。)をした場合であつて、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち当該株式分割又は株式無償割当てにより1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時(審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。</p>

が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

- 1 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（監査等委員会設置会社にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。）をした場合であって、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち、当該単元株式数の変更により1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

m～o（略）

(3)～(7)（略）

(8) 事業活動の停止

a（略）

- b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a)（略）

- 1 第1号に規定する株主数が150人未満である銘柄が、猶予期間の最終日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、単元株式数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。）をした場合であって、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、最近の基準日等の株主数に当該基準日等における1単位未満の株式のみを所有する株主のうち、当該単元株式数の変更により1単位以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数が、150人以上となる場合には、決議の時（審査対象事業年度の末日以前に決議した場合には当該審査対象事業年度の末日とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が150人以上となったものとして取り扱うものとする。

m～o（略）

(3)～(7)（略）

(8) 事業活動の停止

a（略）

- b 第8号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

(a)（略）

(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

(c) (略)

(9)~(13) (略)

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a (略)

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日(当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

(15)・(16) (略)

(17) 株式等売渡請求による取得

第18号の2に該当する日は、上場会社から、株式等売渡請求に関して承認した旨の書面による報告を受けた日とする。

(18) (略)

4. 第4条(上場廃止日)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定め

(b) 上場会社が、前(a)に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当該上場会社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

(c) (略)

(9)~(13) (略)

(14) 完全子会社化

第15号に該当する日は、次のa又はbに定めるところによる。

a (略)

b 前a以外の場合は、当該上場会社から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日(当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

(15)・(16) (略)

(新設)

(17) (略)

4. 第4条(上場廃止日)関係

第4条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定め

るところによる。

(1) ~ (6) (略)

(6)の2 第2条第1項第18号の2(同条第2項若しくは第3項又は第2条の2第1項第4号、第2項若しくは第3項において読み替える場合を含む。)に該当する上場株券

株式の取得がその効力を生ずる日の3日前の

且

(7) ~ (9) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

るところによる。

(1) ~ (6) (略)

(新設)

(7) ~ (9) (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第 3 条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h) の 2、(h) の 3、(j)、(j) の 3、(k)、<u>(m) の 6</u> 又は (n) に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。</p> <p>(a) ~ (f) (略)</p> <p>(g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (b) に規定する合併に関する取締役会決議 (<u>監査等委員会設置会社</u> <u>にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u> にあっては執行役の決定を含む。) を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合 (同取扱い 1 . (7) b の (b) の規定の適用を受ける場合を除く。) において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。</p> <p>(h) ~ (l) (略)</p> <p>(m) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1 . (1 4) b に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議 (<u>監査等委員会設置会社</u> <u>にあっては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社</u> にあっては執行</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第 3 条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h) の 2、(h) の 3、(j)、(j) の 3、(k)、<u>(m) の 5</u> 又は (n) に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。</p> <p>(a) ~ (f) (略)</p> <p>(g) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (b) に規定する合併に関する取締役会決議 (<u>委員会設置会社</u> にあっては執行役の決定を含む。) を行った場合、又は上場会社が合併以外の事由により解散する場合のうち株主総会の決議により解散する場合 (同取扱い 1 . (7) b の (b) の規定の適用を受ける場合を除く。) において当該解散に関する取締役会決議を行ったとき。</p> <p>(h) ~ (l) (略)</p> <p>(m) 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1 . (1 4) b に規定する株式交換又は株式移転に関する取締役会決議 (<u>委員会設置会社</u> にあっては執行役の決定を含む。) を行った場合</p>

役の決定を含む。)を行った場合

(m)の2～(m)の4 (略)

(m)の5 上場会社が上場有価証券の発行者
の会社情報の適時開示等に関する規則第2条
第1項第2号nの2前段に規定する開示を行
ったとき又はそれに準ずる発表等を行ったと
き

(m)の6 (略)

(n) (略)

b (略)

(2)～(4) (略)

(m)の2～(m)の4 (略)

(新設)

(m)の5 (略)

(n) (略)

b (略)

(2)～(4) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行
する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2．上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>（1）第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては、取締役の決定を含み、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。</p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。</p>	<p>2．上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）</p> <p>（1）第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。</p> <p>（2）・（3）（略）</p>

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからfまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからfまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>a 第9条第1項第3号aの(a)に掲げる事項</p> <p><u>次の(a)及び(b)に掲げるところにより行う。</u></p> <p>(a) <u>投資口の併合又は分割日程表</u></p> <p><u>確定後直ちに</u></p> <p>(b) <u>投資口の併合（投資信託法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項に規定するものに限る。）を行う場合においては、前(a)に定めるほか、次のイ及びロに定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>イ <u>投資信託法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し</u></p> <p><u>同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに</u></p> <p>ロ <u>投資信託法第81条の2第2項において準用する会社法第182条の6第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の</u></p>	<p>7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからfまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからfまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>a 第9条第1項第3号aの(a)に掲げる事項</p> <p><u>投資口の併合又は分割日程表</u></p> <p><u>確定後直ちに</u></p>

写し

投資口の併合の効力発生日以後速やか

に

b ~ f (略)

(4)の2 ~ (7) (略)

b ~ f (略)

(4)の2 ~ (7) (略)

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。